

回覧

令和元年 10 月 5 日

2 丁目自治会会員 各位

ユーカリが丘 2 丁目自治会

ねこの適正な管理のお願い

動物の飼育に関して毎年苦情が寄せられていますが、今回はねこの管理に関するものです。敷地内に入り作物を荒らす、糞をする、駐車場の車に乗り傷をつける、うるさい鳴き声を上げるなどです。

このような苦情を少なくするため、適正なねこの管理についてまとめましたので、これに沿った管理をお願いいたします。

■ねこを飼う場合

千葉県には「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」があり、佐倉市はこれに従っています。(佐倉市環境部生活環境課)

第十三条 猫の所有者又は占有者は、その猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺的生活環境の保全上の支障を生じさせないようにするため、その猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

この条例には罰則はありませんが、努力義務として実行をお願いします。

■野良ねこに餌を与える人へ

野良ねこに餌を与えることは悪いことではありませんが、これによりねこが増え被害が広がります。不幸なねこを増やさないため、

- 不妊・去勢手術を実施し、これ以上増えないようにしましょう。
- できるだけ自分の敷地内で餌を与え、後片付けをしましょう。
- 糞の始末をしましょう。

自宅にねこ用トイレを設置し、そこで排泄させるとともに、ねこの行動範囲の排泄物も積極的に片付け、周辺環境の美化に努めましょう。

なお、これらについては千葉県健康福祉部衛生指導課から出されている「人とねことの共生ガイドライン」に詳しく乗っています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/pet/doubutsu/documents/20110215nekogaiyou.pdf>

ねこ好きの方も、ねこ嫌いの方も協力し、住みよい街を作っていきましょう。

なお、本内容は 2 丁目ホームページにも掲載されています。

以上